

全石商発 19 第 161 号
2019 年 12 月 26 日

都道府県石油組合
理事長・事務局責任者 各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 加藤文彦

危険物の規制に関する規則（省令）の改正公布について
（ガソリンの容器詰め替え販売時における購入者確認の義務化等について）

○12 月 20 日付けで、以下の事項に関し改正省令が公布されました（別添 1）。

- ①ガソリンの容器詰め替え販売における本人確認等
- ②セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等
- ③給油取扱所における屋外での物品販売等

○特に、ガソリンの容器詰め替え販売における本人確認等については、本年 7 月の京アニ事件後、消防庁からの指導要請に基づき、ガソリンの詰め替え販売を行う際、購入者に対する身分確認、使用目的の問いかけ、販売記録の作成、不審者発見時の警察への通報をお願いする本会文書（7 月 26 日付け全石商発 19 第 79 号）を発出し、各 S S で身分確認等を励行いただいているところであります。

○今回の省令改正により、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、

- ①顧客の本人確認
- ②使用目的の確認
- ③販売記録の作成

の 3 項目が義務化されることとなり、2020 年 2 月 1 日から施行されることとなりました（「危険物の規制に関する規則」第 39 条の 3 の 2）。

○消防当局により本条項違反が発覚し、遵守命令に従わない場合は、S S 施設の使用停止命令が下される可能性があります。

○上記 3 項目と合わせて、警察庁からは、本人確認等を行った際、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否する等、顧客の言動等に不審な点を感じた場合は、警察署へ通報するよう要請がなされています。

○本改正に際し、消防庁からは、本件に係る本人確認等に関する運用要領（別添 2）が本会会長宛てに示され、都道府県消防部局にも同様に運用要領が周知されています。

○2 月以降は本要領に基づき、本人確認等を行っていただくこととなりますが、7 月の本会文書発出の際に添付いたしました販売記録簿（ひな形）は使用せずに、本要領に例示された「販売記録表（S S 記入用）」又は「販売注文書（顧客記入用）」をひな形としてご使用お願い致します。

※「販売記録表」は顧客情報が他の顧客に見られないように、S S 従業員が記入してください（顧客に記入させていたクレーム案件がございました）。

○消防庁は、顧客及び SS 事業者向けの義務化周知リーフレット（別添 3）を作成し、ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>）からダウンロードして活用できるようにしています（全石連ホームページ「石油広場」からもダウンロード可能）。

○また、各地域の消防本部を通じて、1 月下旬から各 SS に対し、顧客向け A 2 ポスターが各 1 枚配布されます。

○以上、貴組合傘下の組合員 S S に対しまして、本件義務化をご周知いただきたく宜しくお願いいたします。

○なお、省令改正のうち②セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等及び③給油取扱所における屋外での物品販売等につきましては、2020 年 4 月 1 日施行に向けて、実証による検証を経て、同様に運用要領を策定していく予定となっています。

添付書類

別添 1 総務省報道資料「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布」

別添 2 消防庁危険物保安室長名文書「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領」

別添 3 リーフレット（SS 事業者向け・顧客向け）

担当 企画調査グループ（坂井、田辺、中村、富永、直井

03－3593－5836）

環境・安全対策グループ（宮崎、石井 03－3593－5834）

業務グループ（川浪 03－3593－5831）

令和元年 12 月 20 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和元年 10 月 29 日から令和元年 11 月 27 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、55 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

1 改正内容

- （１）ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等
- （２）セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等
- （３）給油取扱所における屋外での物品販売等

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和元年 10 月 29 日から令和元年 11 月 27 日までの間、意見を公募したところ、55 件の御意見がございました。頂いた御意見及び総務省の考え方は、別紙 1 のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を令和元年 12 月 20 日に公布しました。

改正省令の概要は別紙 2、改め文及び新旧対照表は別紙 3 のとおりです。



（事務連絡先）

消防庁危険物保安室 勝本、五味

TEL 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】		総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1 ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等（第39条の3の2関係）			
○ 私は、今回の「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を支持します。 特に（２）ガソリン容器への詰替え販売における本人確認は必要と考えます。 理由は、ガソリンは揮発して爆発する可能性のある危険物であり、車検の義務付けのある自動車に給油される場合と違い、携行缶等では保管状態が必ずしも良好である保証はなく、安易にガソリンを入手・保管させないための抑止になると考えられるからです。【個人】 ○ ガソリンを悪用した凄惨な事案の抑止につながると考える。今後さらに、ガソリン以外の危険物や刃物等についても同様の販売時本人確認等を義務付けらるべきものがないか、省庁横断的に点検すべきであると考える。【個人】		本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
○ 第三十九条の三の二の新設で京都での放火事件を防止できるといったら単に犯人の身元確認等に役立つのみで事件抑止にはつながらない。まさか使用目的が「放火用」と言うわけがない。【個人】 ○ 単に余計な手間だけが掛かり、肝心の抑止力は望めない気がします。道具を規制する前に危険人物の取り締まりを強化した方が効果的なのは？正直、何の為にするのか疑問です。【個人】 ○ 使用目的を記入させるだけで身分を明かそうが、京都アニメーションのような事件を起こすものは結局うそをついてガソリンを買うのではないかと思う。実際バイク、車からその気があればガソリンは入手可能である。【個人】 ○ 犯罪を起こすのであれば他にガソリンを手に入れる方法はいくらでもある上に、自爆するつもりであれば本人確認を提出して購入することに抵抗が有るはずもない。当然、購入時に犯罪目的と記入するはずもなく、例え違う目的を記入したところで真偽を確かめる術もないのにどう意義が有るのか理解できない。犯罪が起こった後にどこで購入したか判明するのが早まる可能性は有るが、国民の無駄な負担と釣りあっていない。【個人】		今回の改正は、本年7月の京都市での死者36名、負傷者32名の極めて重大な人的被害を伴う放火火災の発生を受けて対応するものであり、使用目的の確認や本人確認事項（氏名・住所等）の記録等を行うことにより、不審者発見時の通報や容疑者の身元特定につながり、同様の放火火災の抑止に資するものと考ええます。	無
			ほか同旨 17 件

ほか同旨 17件

○ 一般の農作業機器用の携行缶でのガソリン購入の手間が非常に増す。【個人】 ○ レース専用の二輪および4輪車両、芝刈り機等、携行缶でのガソリン購入はある一定のニーズがあり、特別扱いされて手続きが煩雑化されるのはまったくもって不当。【個人】 ○ 現在、携行缶への給油は毎回身分証明書を見せなければ入れば入れない。定期的な購入者には最初だけ身分証明書を見せるだけにしてほしい。【個人】 ○ 携行缶でのガソリン購入ですが、消防署等の施設で許可を頂きステッカー等を携行缶に貼り付ける事で毎回の身分証明書の提示や理由を説明する工程を無くして欲しいです。【個人】 ○ 給油所の多くは、慢性的な人手不足の状況にあることから、ガソリン容器詰替え購入者に対する確認義務が、給油所従業員に過剰な労務負担と責任を負わせることとならないよう、消防当局において明確な運用要領をご提示頂きたい。【石油連盟】	本人確認等の実施方法について、購入に当たっての負担を極力軽減する観点から具体的な運用（継続的に取引のある方には本人確認書類の提示を省略する等）を検討しているところであり、おって運用要領を示すこととしています。 無
○ 法令で禁止されていないにもかかわらず、すでに自動車以外への給油を自粛しているスタンドがある。【個人】 ○ 今回の規制を負担に感じ、ガソリンの容器への詰替え販売を止めるガソリンスタンドが出てこれば、農業や林業等、ナンバプレートをつけられないため、公道を走行できない機材を使用する職業では大変な影響が生じます。田舎ではガソリンスタンドが少なく、近くのガソリンスタンドで詰替え販売を行っていないからといって、すぐ別のガソリンスタンドに買いに行くことはできません。【個人】 ○ 私事ではあるがプレジャーボートを所有していて昨今、スタッフ給油のスタンドが減少していて燃料の購入が困難になって困っている。長距離、燃料を車で積んで走らなくてはならなくなっているこの危険性の方が危惧されている。船舶、農機具等を使用するものは簡易的な資格を取れば、セルフスタンドでも購入できるようにすればガソリン等を犯罪使用できなくなってしまうと思うが、自動車以外で使う人もいることをよく考えてもらわないと困る。【個人】 ○ 当社は、豪雪山間地のいわゆる過疎地でガソリンスタンドを営業しています。昨今の人手不足で厳しい経営を強いられています。今回のこの規則の改正により、多大な量力が発生し、事業の継続にも支障しかねないと懸念しています。 都市部ではガソリン缶に給油するということは稀なことかもしれませんが、山村、漁村にとっては、毎日の日常のことです。当店にも、森林組合なら作業班ごとに毎日、建設現場、農家等ガソリン缶へ	人手不足等を背景として、詰替え販売を控えるセルフスタンドが近年散見されるところであり、今般の本人確認等による影響を極力軽減するため、継続的に取引のある方には本人確認書類の提示を省略する等の弾力的な運用を検討しているところであり、おって運用要領を示すこととしています。 なお、セルフスタンドの効率的な運営に資するため、タブレット端末による給油許可等が行えるよう、規定の整備を併せて行っておりま 無

の給油は絶えません。それらを毎回確認、記録の作成となると年間で膨大な仕事量になってしまいます。【個人】	
○ 私の意見として、二度と今回のような揮発油による犯罪を起こさない為には、代案にも記載してありました給油許可証の発行は大変有効であると思われます。理由は以下のとおり。 ①犯罪を目標んでいる者が自ら執行機関（消防署、警察署）に交付申請するとは考えにくいこと。 ②給油販売業者も給油許可証の提示ができない者に対し法定化していることを理由に給油拒否ができ犯罪を防止することができる。（但し、身分の知れている者及び、事業者並に、災害時緊急給油等の緩和対策など検討する必要があると思います。）【個人】	
○ どうしても規制を掛けなければならないのなら、せめて消防署なり警察なり自治体なりの公的機関において購入者への許可証等の発行をもって規制すべきであると思います。許可証を提示すれば給油できようになれば、ガソリン缶に許可証を張り付けておくことで、高齢者も身分証を忘れたなどにならず、買いやすくなるのではないかと思います。【個人】	
○ 販売側及び購入側の双方に一定の義務を課すことにより、ガソリン容器詰め替え販売における不正行為の予防対策の強化を図ることが適切と考える。 例えば、「購入者事前登録制」（仮称）を導入し、購入者がガソリンを一定の用途に使用するために携行缶などの容器に詰め替える必要があるときは、購入者が事前に所轄消防にその旨申請し、「ガソリン容器購入者証」（仮称）の交付を受け、それをSSに提示し、当該SSにおいてガソリンを容器に詰め替え販売できるスキームの制度化を提案したい。 （参考）「購入者事前登録制」（仮称）の考え方は、軽油免税制度のスキームを参考に行っている。農業従事者等が免税軽油を使用する場合は都道府県知事に対して免税軽油使用者証の交付申請手続きを行う必要があり、同様の仕組みを導入することを提案するもの。 【全国石油商業組合連合会】 ○ 京都アニメーション放火事件を含むガソリンを用いた放火事件等の犯罪は、購入者側の意志（犯意）に主因があることから、給油所側だけの防犯対策（規制）で抑止することは困難と考える。消防当局によるガソリン容器詰め替え購入者に係る登録制度・登録証の発行（携行缶にも登録証を貼付等）や、ホームセンターやネット通販におけるガソリン販売に対しても給油所と同様の確認を義務付けるなど、消防当局が主体となり給油所等と連携して犯罪の抑止を図るスキームを構築して頂きたい。 携行缶の販売時にも、携行缶販売事業者が購入者の身分証確認、使用目的確認、販売記録の作成をする方法、携行缶購入時に、携行缶購入者の消防当局への登録を義務付ける方法（使用する携行缶に登録証を貼付等）もご検討頂きたい。【石油連盟】 ほか同旨4件	ガソリンは広く国民生活に不可欠なものとなっており、許可制・免許制・登録制のように購入自体に対して規制を課すことは、国民生活に及ぼす影響が大きく、慎重に検討すべきものと考えています。放火・火災抑止の実効性を高めるため、関係機関と連携のうえ、本人確認等の周知・徹底を図ってまいります。 無

○ (1) ガソリンの容器への詰替え販売における本人確認等について、給油取扱所における容器への詰替え販売に限らず、ホームセンター等で小売りしている缶入り混合ガソリンについても同様の本人確認等を要すると思われる。 これはどちらもガソリンである事には変わりがないからである。流通形態の違いで後者(混合ガソリン)では本人確認等が不要であれば、悪事を利用するには後者を使うようになるだけであるからである。【個人】 ○政令39条の3の2 「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等」について ガソリンスタンドの場合は、容器の詰め替えの多寡に係わらず顧客の確認等が必要としているが、一方でガソリンと同様の危険性を有する通称「ホワイトガソリン」は、ホームセンターや通信販売では誰でも簡単に購入できる。 犯罪抑止が目的であるならば、容器に詰め替えるか否かではなく、ガソリンの販売全般について本人確認等の規制を掛けるべきだと思うが、いかがか？【個人】 ○ ホームセンターや燃料販売店等に対しても、まずは、今回省令改正と同様に、①顧客の本人確認、②使用目的の確認、③販売記録の作成を法的に義務付けることを要望する。 インターネットサイトを検索すると、混合ガソリンなどが安易に入手できてしまうのが現状。今回の省令改正により、例えば、身分証の提示等を嫌がる購入者が、インターネットで混合ガソリンなどを入手するケースが増える可能性があるのではないかと懸念。 インターネットによる混合ガソリン等の販売・購入については、既に日常化している実態にあることとの均衡を勘案しつつも、販売業界としては、原則禁止とすることが望ましいと考えるが、まずは、インターネット事業者に対しても、今回の省令改正と同様に、①顧客の本人確認、②使用目的の確認、③販売記録の作成を法的に義務付けることを要望する。【全国石油商業組合連合会】 ○ 本人確認は手間がかかろうえ個人情報流出の危険があるので反対です。【個人】 ○ 「(ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等)第三十九条の三の二 前条に定めるもののほか、令第二十七条第三項第一号の規定によりガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならぬ。」 と新設改正され、「顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならぬ。」となっているが、関係事業者に義務を課することになるため個人情報保護法との関連でガイドラインなどを作成し発表等していただくことはできないか？また、販売記録簿等の例示もしていただけないか？	今回の改正においては、本年7月の京都市での放火火災を受け、同様の事案の発生を抑止すべく、ガソリンを容器に詰替えて販売する際の本人確認等を義務付けることとしています。他方、容器入りのままで販売されるガソリンについては、今回の省令改正の対象ではありませんが、放火火災の抑止に資する方策について検討してまいります。 無 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、各事業者において適切に取り扱われることが求められているところであり、本改正に伴い、改めて個人情報保護法を踏まえた適切な取扱いを事業者に対して周知する予定です。 無
--	--

etc. 業事法においても販売記録を作成するよう関係事業者に義務づけていますが、販売記録に記載する内容や保存期間を法律や施行規則で明示するとともに、関係事業者向けに個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドラインを作成しており、それを参照するように通知しています。【個人】 ○ 法案に反対する意見ではない。法案施工に伴い身元確認の具体的な方法を販売店へ行政指導頂きたい。現状、すでに行政指導で台帳の作成を義務づけているようだが、販売店によって状況が様々である。私の知るところでは ① 台帳への記入、運転免許証や保険証のコピーを提出するところ。 ② 台帳への記入、運転免許証の番号を控えるところ。 ③ 台帳への記入のみ。 様々な販売店があるので統一頂きたい。 また、運転免許証などのコピーを必須とするのであれば情報漏洩事故を起こした場合の処罰、損害賠償責任について盛り込んで頂きたい。 実際、個人情報を取り扱っているという意識の低い販売店員（アルバイト店員）が多いのが実情と思う。 運転免許証のコピーなどは、金融機関の口座開設、携帯電話の契約など犯罪にもつながる可能性を持つので個人情報保護の取り扱いについて、厳密な行政指導を実施願いたい。情報漏洩事故は、販売店の問題としかたづけられるのではなく、行政からその点に関してもきちんと指導して頂きたい。万が一の時、個人が泣き寝入りするような法案は施行頂きたくはない。【個人】 ほか同旨 4 件	本人確認等の具体的な方法について、運用要領としてお示しする予定です。その中には、購入に当たっての負担を極力軽減する観点からの運用（継続的に取引のある方には本人確認書類の提示を省略する等）を検討しているところですが、また、個人情報保護法を踏まえた個人情報の適切な取扱いについてもお示しする予定です。 無
○ ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等の条文が 1 条しかなく、具体的な方法などの規定が無い。【個人】 ○ 3 8 条 2 項 について 適用範囲が全く不明です。 1. 本人確認の内容 （例免許番号等必要なのか、住所、氏名、電話番号を記載するのか、又は、提示を受ければよいのか 記録についても、記載すべき内容が記載されておらず、販売日時、購入者、購入目的、購入数量の全てを記載するのか、その一部で良いのか？ 2. 店頭販売のみなのか配達も含むのか 3. 個人情報を取り扱うこととなるが、記録簿を作成することとなると、現実的に鍵のかかるところへ収納し、都度記載することは難しいと思われるが、どの様に考えているのか？ 4. 一部報道（地方紙等）では常連顧客については記載せずとも罰則を設けたいと報道されているが、確認・記載の範囲が判らない 上記を踏まえると、事件を受け、再発防止のパフォーマンスをしているだけで、結局は販売現場に責任を押し付けている様にしか感じえない。実行し易い方策を示してほしい。例えば、クレジットカード	

ード決済、掛け売り等後日データから本人確認が取れる決済方法の場合は記載をなくともよい旨の記載をするなど 【個人】 「使用目的」を尋ねた際、相手方がふざけて「デロ行為のため」等と答えた場合、その旨を記録すれば販売して構わないか？顧客の氏名や使用目的を尋ねた際、顧客が返答拒否した場合、「返答を拒否された」ことを記録すれば販売して構わないか？ 【個人】 ほか同旨 4 件 ほか同旨 1 件	
	本人確認の際、不審な言動が見られた際は、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年 7 月 25 日消防令第 95 号）のとおり、通報等の対応に御協力いただきたいと考えております。また、今回義務付ける本人確認・使用目的の確認を行わずにガソリンの販売を行った場合は、消防法令に不適合となります。 無
○ 台風による長期間の停電があった地域では発電用のガソリンの備蓄は国民の生命財産を守るために不可欠であり、命を守るために必要な燃料は確保できるよう消防庁も民間と協力等してほしい。【個人】 ○ ガソリン容器（携行缶）は、非常時・災害時に使われる事が多く、その際に、身分を証明できる物を持参できない、または被災などで消失していたりするとかが考えられますが……、そうした緊急時にも身分証明書の提出を要求して、却って被災現場での混乱を来したり、必要としている購入希望者の置かれている状況を悪化させる。【個人】	本人確認等の具体的な方法については、運用要領として示す予定であり、災害時等の緊急を要する場合の扱いについても、運用を検討しています。 無
○ 消防の仕事はスプリンクラーなど消火設備の徹底であるはず。【個人】 ○ 事件防止には防火設備や警備体制強化の方法もあるからスプリンクラー設置基準見直しなどや非常出口や防火扉など建物構造基準見直しもすべき。【個人】 ほか同旨 1 件	火災予防対策の推進に引き続き取り組みまいります。 無
顧客給油中のタバコ等の火器使用や、子供がノズルを操作しようとしたり、携行缶に入れる等、禁止行為が平然と行われてると聞きます。それら禁止行為を見逃す給油所には厳罰を科すと共に、給油管理者にも厳罰を与えるべきである。【個人】	セルフ給油取扱所における適切な危険物の取扱いについて、引き続き周知・徹底を図ってまいります。 無
○ ガソリン販売時の使用目的の確認も必要ですが過去の事件からガソリン携行缶の購入時の啓蒙や確認方法の対策を実施して頂いた方が 2 重の防御になるのではないかと思います。【個人】 ○ ガソリンを安全に使用するためには、ガソリンを新たに携行缶で購入するとき、又は継続して購入する者には定期的に、ガソリンの危険性、貯蔵・取扱いに係る注意事項、量に応じて必要となる手続きなどについて周知する義務も加える必要があると思います。【個人】	御意見を踏まえ、今回の改正内容について携行缶購入時における周知方法等について、引き続き検討してまいります。 無

○ 「令第27条第3項第1号の規定により」とありますが、当該規定は詰替えの際の収納方法について述べているだけです。そもそも給油取扱所で、販売目的でガソリンを容器に詰め替えることができる根拠条文は、どこにあるのでしょうか？ 令第3条及び同第17条によると、給油取扱所での詰替えは灯油又は軽油に限定、固定給油設備は自動車等の燃料タンクへの直接給油に使用するもの、固定注油設備は灯油又は軽油に限定、と読めます。ガソリンを詰替えるには固定給油設備によるほかありませんが、令第3条によると、それは認められないことになります。 ただ、実態としては、給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（S62. 4. 2 8 消防危38）」により、指定数量未満であれば、ガソリンの小分けが認められています。 今回の規則第39条の2の2の記述をもって、「給油取扱所における販売目的でのガソリン詰替えを認める」とするのは、令第3条と矛盾すると思います。 改正の趣旨は理解できますが、まずは、給油取扱所におけるガソリンの詰替えを認めるための令第3条の改正が先決ではないでしょうか？ また、給油取扱所におけるガソリンの詰替えを法令で正規に認めるのであれば、上限についても併せて法令に定めるべきだと思います。上限の定めがないと、無制限とも解釈できます。給油取扱所におけるガソリンの詰替えは、これまで通知で運用してきたところなので、今回の条文を新設するのではあれば、そもそもどこから整理をし、法令にきちっと定めるべきだと思います。【個人】 ○ 新設される危険物の規制に関する規則第39条の3の2の条文またはそれに類する文章を加えてはいいかがでしょうか？ 「販売取扱所以外の場所で1日に指定数量未満の危険物を容器入りのまま販売してはならない」 給油取扱所で「危険物を容器入りのまま販売すること」は過去の通知（給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号）」第2. 1）において示された解釈※に基づき認めている自治体が多いと思われます。 ※ 貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められる。具体例で言うと、給油取扱所において、1日に指定数量未満の危険物を容器入りのまま販売できるということ。 「給油取扱所（販売取扱所以外の場所とするのが正しいと思いますが。）」で「危険物を容器入りのまま販売できる」ことが今回の省令改正により条文に明記されますが、「販売取扱所以外の場所」で販売できる量の上限」だけを引続き過去の通知によるのは不自然です。【個人】 ○ 新設される危険物の規制に関する規則第39条の3の2で顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録を作成する対象の危険物を、ガソリンだけではなく灯油と軽油を加えたほうがよいと思います。（給油取扱所で取扱いされている危険物を対象にしてもよいと思います。）改正の契機が2019年（令和元年）7月に京都府京都市伏見区で発生した爆発火災（放火）ですが、日本国における夏は高温なので、灯油や軽油もガソリンと同様に危険性は高いと思います。また、過去には灯油を使用した放火事件も発生しています。（例：2019年（令和元年）9月6日岡山県倉敷市での火災。）「灯	給油取扱所でのガソリンの詰替え販売は、御意見にある「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（昭和62年4月28日消防危第38号）のほか、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和元年8月7日消防危第111号）により運用しているところですので。 今回の改正は、本年7月の京都市における放火火災を受けた取組みについて、早急に法的位置付けを行うことを目的とするものであり、給油取扱所の規定の整備については引き続き検討をまいります。 今回の改正においては、本年7月の京都市における放火火災を受け、同様の事案の発生抑止のため、危険性の高いガソリンを対象とするものです。また、本人確認等の対象としては給油取扱所を想定していますが、一般取扱所においてもガソリンの詰替え販売が行われているケ
---	--

油」が具体的な火災原因かどうかはわかりませんが、使用目的等を確認する目的が「放火を抑止すること」ならば、灯油と軽油も確認対象にする方がよいと思います。 今回の改正は政令第3条（取扱所の区分）の各取扱所のうち、どの取扱所を対象としていますか？新設される危険物の規制に関する規則第39条の3の2には「ガソリンを販売するために容器に詰め替えること」が規定されています。しかし、令和元年11月時点における危険物の規制に関する政令第3条第1号（給油取扱所の定義が規定されている部分）、第3号（移送取扱所）、第4号（一般取扱所）には「危険物を容器入りのまま販売すること」は規定されていません。【個人】 ○ ガソリンの容器への詰替え販売時の身分確認等については、給油取扱所だけに限定されておらず、一般取扱所や販売取扱所等の全ての危険物施設においても身分確認が必要になっていると思います。また、「顧客」の範囲が明確にされておらず、法人等も含むものと解される場合には、一般取扱所等で行われたガソリンを詰め替えた容器を法人に販売する行為についても身分確認等が必要になると思います。給油取扱所で購入されたガソリンによる爆発火災を受けて改正するのであれば、給油取扱所に限定すべきではないでしょうか。また、危険物の規制に関する規則で改正するのではなく、危険物の規制に関する政令第27条で改正すべき内容ではないでしょうか。 給油取扱所においては、軽油について固定注油設備での注油は認められているものの、固定給油設備での詰替え販売ができるかどうかは明確に示されていません。詰替え販売時の身分確認等については、給油取扱所でガソリンの詰替え販売を前提とするものであるのならば、軽油についても、詰替え販売について明確にすると共に、軽油についても詰替え販売時の身分確認の実施等を行なうべきではないでしょうか。【神戸市消防局】	ースがあれば、同様の措置が求められます。
先日、ガソリンスタンドにて、会社独自の自主規制としてガソリンを携行缶に給油する際に利用目的・氏名・住所・電話番号の記述への協力を要請する専用用紙を渡されました。 趣旨は十分理解できたものの、その日は軽油用携行缶で軽油を購入しに行ったので「軽油は対象外では？」と店員に抗議したところ「『レギュラーガソリン』『ハイオクガソリン』と分類されているように軽油もガソリンに含まれます」との謔理論で返答され、話が通じない相手だと諦めて渋々引き下がりました。 この珍事を踏まえて、ガソリンの語が指す範囲にガソリン以外を含まない旨を明確に文言として省令に含めていただきたくお願い致します。【個人】 ほか同旨1件	御意見のとおり、軽油はガソリンに含まれず、今回の改正により本人確認等を義務付けられる危険物には該当しません。本改正の内容について、わかりやすく周知してまいります。 無
セルフスタンドで軽油を購入する場合、規制されて購入できない。灯油は購入できる。同じ第二石油類なのに、灯油は注油設備、軽油は給油設備とか理由はあるが実態は同じようなものだ。トラクターに軽油が必要で、セルフで購入する場合の規制を緩和してほしい。タブレット端末の操作をどうするかも大切ですが、軽油と灯油を区別しないようにしてほしい。【個人】 ほか同旨1件	今回の改正に関する内容ではないと考えますが、今後の検討に対する御意見として承ります。 無

第三十九条の三の二で「顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならぬ」に伴い使用目的が自動車の公道通行以外なら道路整備が目的になる揮発油税の納付が免除される場合があるので、揮発油税分還付の為に「顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する証明」を顧客に対して交付すべき。【個人】	改正案に於いて「顧客の本人確認・使用目的の確認・販売記録の作成」とあるが、これらの情報は各店舗での蓄積とするのか。個人情報保護及び情報集約の観点から監督省庁による一元管理で網羅的に追跡可能なシステム構築が望ましいと考える。 また「定期購入者は確認を免除」と報道にあるが、どの程度の期間で「定期」と判断するのか。またこれは継続して長期・計画的にガソリンを蓄積しテロを画策する場合への対策としては弱いと考える。使用機材及び頻度も申告させ、前述のシステムを用いて同等の使用目的・頻度で比較し、突出する場合は警察等が使用状況を確認できる規定を設ける等、同種テロを発生させない強い制度とする事を望む。【個人】	租税上の措置に関しては、お答えする立場にございませんで、回答は差し控えます。	無
2 セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等（第28条の2の5第7号、第40条の3の10第3号関係） ○1. 省令改正案について セルフSSにおけるタブレット端末等（可搬式制御機器）による給油許可の問題については、人手不足の状況を踏まえ、SS業務の省力化・効率化は喫緊の課題であるとの大勢の意見を踏まえ、本件について容認する方向で意見集約を行うとともに、消防庁が主催する「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方」に関する検討会（以下、消防庁検討会）において早期実現を要望する旨意見表明を行ったところ。 一方で、同時に、大手流通業者や異業種店舗の併設セルフSS等においては、店舗内業務と給油許可業務を兼ねているケースもあり、本来の監視業務に求められている安全性確認のために必要なルールが順守されているかどうか検証すべきと指摘してきた。 このため、今回の省令改正によるタブレット端末等による給油許可については、その取扱いの基準や具体的な運用方法等について、別途、運用要領を明確に定めることにより、中小・小規模事業者にとつてSS経営上不利にならないような方を講じて頂きたい。	御意見を踏まえ、具体的な運用方法については、運用上の指針としてお示しする予定です。	無	2. 「セルフSSにおけるタブレット端末等（可搬式制御機器）による給油許可に係る運用要領」の制定について（要望） 運用要領に定めるべき保安規制上の安全性を担保するに必要な要件等は次の通り。 (a) 保安規制上の安全性を担保するために必要かつ十分な要件（例示） ①当該セルフSSにおいて当該機器を取り扱うSS従業員の直接目視確認を条件とすること ②当該セルフSSの給油空地や注油空地等の目視確認の妨げにならないSSフィールド内に限り給油許可を行うことができるものとすること

③当該セルフ SS 内の事務所等の建物内や当該セルフ SS 以外の遠隔地等の直接目視確認が出来ない場所からの給油許可は認めないものとする 等 (b) タブレット端末等（可搬式制御機器）の構造や機能等について ①構造については、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（消防令第154号：平成30年8月20日）の通知文書における内容（携帯型電子機器は、防爆構造のもの又はJIS規格等に適合するものとする 等）に準拠するものであること ②機能については、今回の省令改正案（それぞれの固定給油設備等への危険物の供給の開始及び停止するための制御装置並びに火災等に際し全ての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること）に規定する項目に限ることとし、現行のセルフ SS において事務所内の制御卓で行うことができる機能以上の機能を付加しないものとする 等 (c) その他保安規制上必要となる事項等 ①当該セルフ SS の従業員だけが使用できることに限るものとし、顧客等第三者には使用させないものとする 等 ②当該セルフ SS だけが使用できることに限るものとし、他の SS では使用できないものとする 等 ③紛失、盗難、故障等の事由が発生した場合の取扱いを定めておく 等 【全国石油商業組合連合会】 ○ セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等は、給油取扱所における業務の省力化・効率化に資する省令改正と考える。 他方、安全性を確保しつつ業務の効率化を図るため、また地方の消防本部による判断に差異が生じないよう、タブレット端末等による給油許可等については、取扱い基準や運用方法に関する運用要領を策定する必要があると考える。 運用要領に必要とされる項目は以下の内容と考える。 ・安全性を確保するための要件 ・タブレット端末等の機能・構造等に係る要件 ・保安上の要件（従業員による SS 内での使用、盗難・紛失時等の取扱い等） 【石油連盟】	今回の改正は、「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、給油取扱所の業務の効率化に資するべく、制御卓は引き続き設置しつつ、タブレット等でも制御が行えるようにするものです。なお、本改正にかかる具体的な運用方法については、運用上の指針としてお示しする予定です。 無
--	---

○ セルフスタンドでは、従業員が少ない中で監視業務が行われています。また、監視者が車両整備やコンビニレジ業務等を兼務することも多く、これらの業務をしながら監視業務も行うことから、顧客の給油作業等をしっかりと確認することなく給油等の許可が行われている事例が多々見受けられます。タブレット端末等を導入することで、容易に様々な業務を行いながらでも給油等の許可を行なうことができることから、不十分な監視業務を助長すると考えられます。タブレット端末等は導入せずに従来通り制御卓から監視業務を行わせるべきだと考えます。 セルフスタンドの制御卓の付近には、泡消火設備の起動装置や給油取扱所内のすべての顧客に対して必要な指示を行うための放送装置が設けられており、火災等の事故発生時に早期に対応が行えるようになっています。 しかしながら給油等の許可しか設けられないタブレット端末等が導入されることで火災発生時の初期対応の遅延が懸念されます。 タブレット端末等を導入するのであれば、泡消火設備の起動装置及び放送装置と一体にするなどの対策が必要であると考えます。 タブレット端末等で顧客の給油等の許可を行えるようにすると共に、監視業務も当然に必要とされていますが、タブレット端末等から顧客の給油等の許可等を行なうようになれば、セルフスタンドの許可範囲外からでも顧客の給油等の許可等ができてしまう虞もあります。 そのため、タブレット端末等の操作できる範囲を機械的に制限し、顧客の給油作業等が直接視認できる範囲に限定するなどの対策が必要であると考えます。 【神戸市消防局】 ○ 可搬式の制御卓は落下や電圧低下で操作不良になる恐れがあるため、禁止すべきです。特に緊急時の給油停止信号が飛ばなかった場合、被害が広がる恐れがあるため、現状の制御卓での常時監視と給油許可をすべきです。【個人】 ○ 第28条の2の5第7号を新設し可搬式の制御機器（以下「タブレット端末」と言います。）を設けるようになりますが、これにより、従業員は店舗内に常駐せず、他の業務と並行して給油許可を行うことができ、業務の効率化に繋がることになると解釈できます。 ただ、当該第7号では、タブレット端末に制御機能は持たせるように書かれています。監視機能が抜けているように思います。 本来、第6号で、制御卓において給油状況を直接視認又は監視設備により視認し、危険物の給油許可等を行うことになっていますが、タブレット端末では、直接視認が必要となり、業務の効率化に繋がらないのではないのでしょうか？逆に視認せずに給油許可が容易に行われる違反に繋がると考えます。 そこで、タブレット端末に監視設備モニター等が組み込まれていることということ（タブレット端末で給油の監視が常時出来ること）を条件にしては如何でしょうか？【個人】	可搬式制御機器の操作については、顧客を直接的に視認・指示ができる場所で行う運用を想定しています。そのような運用により、必要な監視や指示、発火時の消火等の対応ができるものと考えております。 これらの安全確保のための具体的な運用方針については、おって通知としてお示しする予定です。 無
--	---

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での検討を踏まえ、タブレット端末等を導入するのであれば、過疎地域等における駆け給油を行う給油取扱所等に限定すべきと思われます。 そもそも、「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」の検討した内容を過疎化地域以外の給油取扱所に適用させることに疑義があります。 給油取扱所における販売業務に関する改正についても「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」の検討した内容を踏まえ、改正を行うことについても疑義があります。【神戸市消防局】	御指摘の検討会においては、エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月閣議決定）を踏まえ、地域の実情に応じた石油製品流通網の維持や、AI・IoT 等の新たな技術を活用し、安全かつ効率的な事業運営等を可能とするため、給油取扱所等の安全対策のあり方について検討を行っているものであり、当該検討を踏まえ、今回の改正を行うものです。	無
3 給油取扱所における屋外での物品販売等（第 40 条の 3 の 6 第 2 項関係） ○「(物品等の販売等の基準) 第四十条の三の六 [略] 2 令第二十七条第六項第一号アの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。」 と改正され、「ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。」との文言が追加されたが、この二つの「場合」の具体的な参考例について提示していたかどうかはできないか？【個人】 ○ 第 40 条の 3 の 6 第 2 項本文但し書きの「火災予防上支障がある場合（略）を除く」という表現や第 2 号の（自動車の通行が妨げられる部分を除く）という表現では、解釈の幅が広がり、規制が難しいと思います。 そこで、() 内部分に（令第 27 条第 6 項第 1 号チに規定する部分及び注油空地を除く）又は（給油空地、注油空地及び第 40 条の 3 の 4 第 2 号に規定する部分を除く）と書けば、解釈のブレがほとんどなくなると思えます。【個人】	具体的な「場合」について、運用上の指針としてお示しする予定です。	無

○ SS における屋外での物品販売等に係る問題については、今後の石油製品の需要減少傾向を踏まえ、燃料油販売以外の事業（自動車販売やカーシェア事業等の展開、宅配ボックスの設置等）を行おうとする場合、現行消防規制に抵触し、事業多角化が困難なケースがあるとの SS 業者からの意見が踏まえ、消防当局に対して、本件規制の見直しについて要望してきた経緯がある。 また、上記 2. の通り、消防庁検討会においても、事業多角化を見据えた消防規制の見直しについて早期実現を要望する旨意見表明を行ったところ。 今回の SS における屋外での物品販売等に係る省令改正について特段の異論はないが、条文規定だけでは、①所轄消防によって運用上の解釈が区々になる、②大手流通業者等が自己の都合のいいように拡大解釈する等の懸念があることから、その取扱いの基準や具体的な運用方法等について、規制緩和の趣旨を逸脱しないよう留意しつつ、別途、運用要領を明確に定めることにより、恣意的運用を排除し、中小・小規模事業者にとって SS 経営上不利にならないような方策を講じて頂きたい。 【全国石油商業組合連合会】 ○ 我が国の石油需要は、年々減少傾向にあり、給油取扱所は、全国的に極めて厳しい経営環境にある。石油の安定供給、サブライゼーションを維持する（これ以上給油取扱所を減少させない）ためには、給油取扱所で行うことのできる業務の多角化と安全に配慮した敷地の有効活用は必要な措置と考える。 地方の消防本部による判断、運用上の解釈に差異が生じないよう、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することのできる建築物の二階および建築物の周囲の空地に係る取扱い基準や、具体的な運用方法等について、政府が一定の運用要領を提示することが望ましいと考える。【石油連盟】	御意見を踏まえ、具体的な運用方法については、運用上の指針としてお示しする予定です。 無
元々 SS 空地に物をおいてはいけない点となっているが、物品販売する以前に支障ない範囲での物をおく事を認める方が先ではないか？その点をとびこえて、いきなり物品販売を許可するのはよくない。また、その方法、その他あいまいで規制緩和してほしいと SS が言っているのか？小規模過疎地の SS で屋外での物品販売等メリットがないと思われる。むしろ大型、大規模 SS が油外収益を上げたくて言っているのではないか？ならばますます小規模 SS の減少、SS 過疎化になるのではないか？【個人】	今回の改正では、火災予防上の危険がない等の場合に限る、建築物周囲の空地における物品の販売等を認めることとしておりますが、給油に支障がある設備の設置は制限されるなど、引き続き「取扱所の位置、構造及び設備の基準」は適用されることとなります。 今回の改正は「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での議論を踏まえたものです。また、具体的な運用方法につきましては、運用上の指針としてお示しいたします。 無
・ 従前「建築物の 1 階又は容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができ建物の 2 階」でしか認められなかった、危険物の規制に関する規則第 25 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる店舗、飲食店についても、「建築物の周囲の空地」で行えるとなっているため、給油取扱所でオープンカフェ等も可能と解釈できます。	建築物の周囲の空地における物品販売等の業務について、火災予防上の観点から、運用上の指針を示す予定です。 無

しかしながら、給油取扱所における「給油又はこれに附帯する業務」や車両が通行すること等を考慮すれば、「建築物の周囲の空地」では、展示以外の販売業務を認めるべきではないと考えます。 ・ 危険物の規制に関する政令第17条第1項第16号に規定する「給油又はこれに附帯する業務」としてコンビニやデリバリーピザの店舗など明確に「給油又はこれに附帯する業務」に該当すると判断できないような業務を行う給油取扱所も増えてきており、どこまでの販売業務が「建築物の周囲の空地」で認められるのか判断が難しくなります。 展示以外の販売業務を認めるのであれば、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号)の改正等を行なう等、販売業務の定義を詳細に示して頂きたいと思います。 【神戸市消防局】	
4 その他の事項 屋外給油取扱所のキャノピー制限（1/3以下）の緩和について 本件については、今回の省令改正案には盛り込まれていないが、SSにおける事業多角化を推進する観点から、屋外給油取扱所のキャノピー制限（1/3以下）については、速やかに緩和見直しを行って頂きたい。 例えば、上記3.の屋外での物品販売等について省令改正により見直しが行われても、キャノピー制限（1/3以下）に抵触する事案が現出する可能性があり、せつかくの事業多角化のネックとなりがねないことを懸念するものである。 【全国石油商業組合連合会】	今回の改正に関する内容ではありませんが、「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」で検討しているところであり、参考とさせていただきます。 無

○提出意見数：55件

- ※1 提出意見数は、意見提出者数としています。
- ※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。
- ※3 取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見を取りまとめる等の整理をしております。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

令和元年12月
消防庁危険物保安室

【改正概要】

以下の措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）を改正する。

（1）ガソリンの容器への詰替え販売における本人確認等

本年7月、京都府京都市伏見区において、死者36名、負傷者32名（容疑者1名を含まず）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生した。

これを受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行わなければならないこととする。

（2）給油取扱所の業務の効率化・多角化

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）での検討を踏まえ、給油取扱所における業務の効率化・多角化に資するため、次に掲げる事項を措置する。

- ① セルフ給油取扱所において、事業所内の制御卓で行うこととしている給油許可等について、タブレット端末等によっても行えるようにすること。
- ② 給油取扱所において、原則として建築物の一階で行うこととしている物品の販売等の業務について、火災予防上の支障がない場合には、建築物の周囲の空地でも行えるようにすること。

【施行日】

- （1）令和2年2月1日
- （2）令和2年4月1日

○総務省令第六十七号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

総務大臣 高市 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
〔顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例〕 第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。 〔一 略〕 二 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。 〔イ 略〕 ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける顧客用固定給油設備は、次によること。 （1） 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。 〔2〕 略 （3） 引火点が四十度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。 〔ハ 略〕 ニ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。とともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。 ホ 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加つたときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができ、る構造のものとする。 〔ヘ・チ 略〕 三 顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。 〔イ 略〕 ロ 注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする。 〔ハ・ニ 略〕 四 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。 〔イ 略〕 ロ 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、	〔顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例〕 第二十八条の二の五 〔同上〕 〔一 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 〔同上〕 （1） 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置をいつたん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。 〔2〕 同上〕 （3） 引火点が四十度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。 〔ハ 同上〕 ニ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。とともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。 ホ 第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加つたときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができ、る構造のものとする。 〔ヘ・チ 同上〕 三 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする。 〔ハ・ニ 同上〕 四 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。 〔イ 同上〕 ロ 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、

ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備又は固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

五 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。

「イ 略」

ロ 第二十五条の三の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の上欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他の危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の下欄に定める色とすること。

「表略」

ハ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

「ロ・ハ 略」

ニ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

七 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあつては、次に定めるところによること。

イ 可搬式の制御機器には、前号ハに規定する制御装置を設けること。

ロ 可搬式の制御機器には、前号ニに規定する制御装置を設けること。

（ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等）

第三十九条の三の二 前条に定めるもののほか、令第二十七条第三項第一号の規定によりガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならない。

（物品等の販売等の基準）

ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備又は固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

五 「同上」

「イ 同上」

ロ 第二十五条の三の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の上欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他の危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の下欄に定める色とすること。

「表同上」

ハ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

「ロ・ハ 同上」

ニ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

「新設」

「新設」

（物品等の販売等の基準）

第四十条の三の六 「略」 2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。 一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階 二 建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。） 「3 略」 （顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準） 第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。 「一・二 略」 三 次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。 「イ 略」 ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。 ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。 ニ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニ又は同条第七号ロに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。 「ホ 略」	第四十条の三の六 「同上」 2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次の各号のとおりとする。 一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階において前項の業務を行う場合 二 建築物の第二十五条の四第一項第一号の二又は第二号の用途に供する部分の周囲に設ける大走りのうち出入口の近傍の部分において物品を展示する場合 「3 同上」 （顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準） 第四十条の三の十 「同上」 「一・二 同上」 三 制御卓において、次に定めるところにより顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下この号において「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。 「イ 同上」 ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。 ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。 ニ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。 「ホ 同上」
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三十九条の三の二の改正規定は、令和二年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

消 防 危 第 197 号
令和元年 12 月 20 日

石 油 連 盟 会 長 }
全国石油商業組合連合会会長 } 殿
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 67 号）が本日公布され、令和元年 7 月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました（令和 2 年 2 月 1 日施行）。

このことについて、下記のとおり本人確認等に係る運用要領をまとめましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、これらについては、別添のとおり、都道府県等に対しても通知しているところです。

記

1 顧客の本人確認について

- (1) ガソリンの容器への詰替え販売を行う際、下記(2)の場合を除き、顧客に対し、運転免許証その他の本人確認を行うことのできる書類の提示を求め、本人確認(※)を行うこと。

(本人確認を行うことのできる書類の例)

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど、
公的機関が発行する写真付きの証明書

※偽造困難な IC チップに記録された券面情報を読み取ることにより本人確認を行う
ことも可能

- (2) 以下のいずれかに該当する場合には、本人確認を行うことのできる書類の提示を省略することができること。

ア 既に上記(1)により本人確認が行われている顧客の場合

イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合

ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合

- エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付き社員証が提示されている場合

2 使用目的の確認について

ガソリンの容器への詰替え販売を行う際、顧客に対し、使用目的の問いかけを行うこと。この場合において、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認すること。

3 販売記録の作成について

ガソリンの容器への詰替え販売を行った際、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安としてこれを保存すること。この場合において、台帳を作成する方法（台帳様式の例は別紙1参照）のほか、顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書をファイリングする方法（注文書の例は別紙2参照）や、購入者の氏名等を記載したレシートや領収書等を保管する方法についても、販売記録の作成として認められるものであること。

なお、販売記録を電磁的方法（Word、Excel、PDF等）により保存することも認められるものであること。

また、顧客の氏名は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第1号に基づく個人情報に該当するものであることから、販売記録の作成及び保存における個人情報の取扱いについては、別紙3に示す留意点を踏まえ、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客に見られないように販売記録を作成・保存する等、適切に運用されたいこと。

4 その他

- (1) 顧客に対し、本人確認や使用目的の確認を求めた際、本人確認書類の提示等を拒否され、本人確認等が行えないにもかかわらず、詰替え販売を行った場合は、消防法令に係る技術上の基準違反となるものであること。

また、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号）別添1の警察庁事務連絡を踏まえ、本人確認等を行う際、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否する等、顧客の言動等に不審な点を感じた場合は、警察署へ通報するよう配慮されたいこと。

- (2) 震災時、大雨や台風等に伴う風水害発生時又は長時間停電の発生時など、災害その他緊急やむを得ない場合において、ガソリンの詰替え販売を行う場合は、上記1から3に掲げる顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を省略することができるものであること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

【台帳を作成する方法の例】

〇年 〇月 ガソリンの詰替え販売記録表

販売日	氏名	住所	本人確認の方法	使用目的	販売数量
			☐運転免許証 ☐継続顧客 ☐マイナンバーカード ☐会員証 ☐パスポート ☐社員証 ☐その他（ ）		

☐農業用

☐林業用

☐工事・発電機用

☐その他（ ）

☐レジャー用☐自家用（除雪等）

※1 記録表への記載は、個人情報保護の観点から、他の顧客に見られないよう、当該事業所の従業員が記載するものとする。

※2 既に運転免許証等により本人確認が行われている場合や、顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名等を把握している場合（運用要領1（2）ア及びイの場合）は、顧客の住所、本人確認の方法欄の記載は省略することができる。

※3 当該事業所等が発行する会員証等が提示されている場合（運用要領1（2）ウの場合）は、「氏名」の欄に顧客の氏名に代えて会員番号を記載することができ、「住所」の欄の記載は省略することができる。

※4 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する社員証が提示されている場合（運用要領1（2）エの場合）は、「氏名」及び「住所」の欄に当該企業の名称、所在地を記載することができる。

【台帳を作成する方法の記載例】

令和2年1月 ガソリンの詰替え販売記録表

販売日	氏名	住所	本人確認の方法	使用目的	販売数量
令和2年1月1日	霞ヶ関 太郎	東京都千代田区霞が関1-1-1	☒ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☒ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）	20
令和2年1月5日	総務 一郎		☒ 継続顧客 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ 社員証 ☐ バスポート ☐ その他（ ）	☒ 農業用 ☐ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）	10
令和2年1月10日	(会員番号) 1234567		☐ 継続顧客 ☒ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☒ 会員証 ☐ 社員証 ☐ バスポート ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☒ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）	10
令和2年1月11日	(株)〇〇土木事務所	東京都千代田区霞が関2-2-2	☐ 継続顧客 ☒ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 社員証 ☒ 社員証 ☐ バスポート ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☒ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）	20
			☐ 継続顧客 ☒ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 社員証 ☐ バスポート ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）	20

※1 記録表への記載は、個人情報保護の観点から、他の顧客に見られないよう、当該事業所の従業員が記載するものとする。
※2 既に運転免許証等により本人確認が行われている場合や、顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名等を把握している場合（運用要領1（2）ア及びイの場合）は、顧客の住所、本人確認の方法欄の記載は省略することができる。
※3 当該事業所等が発行する会員証等が提示されている場合（運用要領1（2）ウの場合）は、「氏名」の欄に顧客の氏名に代えて会員番号を記載することができる。
※4 「住所」の欄の記載は省略することができる。
※5 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する社員証が提示されている場合（運用要領1（2）エの場合）は、「氏名」及び「住所」の欄に当該企業の名称、所在地を記載することができる。

※2の記載例

※3の記載例

※4の記載例

【顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書の例】

ガソリンの詰替え販売注文書	
住 所	
氏 名	
使用目的	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）

※以下は従業員が記載します。

本人確認の方法 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ 継続顧客 ☐ 会員証 ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	数量 リットル
--	--

【顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書の記載例】

		(R2年 1月 1日)
ガソリンの詰替え販売注文書		
住 所	東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1	
氏 名	霞ヶ関 太郎	
使用目的	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☒ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）	
※以下は従業員が記載します。		
本人確認の方法 ☒ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ 継続顧客 ☐ 会員証 ☐ 社員証 ☐ その他（ ）		数量 10 リットル

本人確認及び販売記録の作成等に関連する個人情報等の取扱いの留意点について

事業所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に当たって、本人確認及び販売記録の作成等に関連して個人情報を取扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等に特に留意すること。

（１） 利用目的の通知

消防法令に基づき本人確認及び購入者の記録・保存をすることが個人情報の利用目的である旨を購入者に通知すること。

（２） 安全管理措置

従業員以外の者が販売記録を閲覧等することができないよう、紙台帳の場合は施錠できる場所に保管、電磁的記録の場合は外部からアクセスできないよう保存するなど、安全管理のための措置を講じること。

また、作成後、保存期間（１年を目安）が経過した場合は遅滞なく廃棄すること。廃棄に当たっては、焼却する又はシュレッダーを使用するなど、廃棄後の漏えい防止に配慮すること。

（３） 第三者提供の制限

取得した顧客の個人情報は、以下に掲げる場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならないこと。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（４） 従業員の監督

上記に掲げる事項その他個人情報保護法の規定に従業者が遵守するよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

（５） 特定個人情報の収集等の禁止

マイナンバー法は、同法で定める場合以外の特特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管を禁止している。このため、販売記録の作成に当たり、マイナンバーカードの裏面のマイナンバーのコピーや書き取り等を行わないこと。

消 防 危 第 197 号
令和元年 12 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第 67 号)が本日公布され、令和元年 7 月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました(令和 2 年 2 月 1 日施行)。

このことについて、下記のとおり本人確認等に係る運用要領をまとめましたので、通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、このことについては、別添のとおり、関係事業者団体に対しても周知を行っています。

記

1 顧客の本人確認について

- (1) ガソリンの容器への詰め替え販売を行う際、下記(2)の場合を除き、顧客に対し、運転免許証その他の本人確認を行うことのできる書類の提示を求め、本人確認(※)を行うこと。

(本人確認を行うことのできる書類の例)

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど、
公的機関が発行する写真付きの証明書

※偽造困難な IC チップに記録された券面情報を読み取ることにより本人確認を行うことも可能

- (2) 以下のいずれかに該当する場合には、本人確認を行うことのできる書類の提示を省略することができること。

ア 既に上記(1)により本人確認が行われている顧客の場合

イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合

ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合

エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付き社員証が提示されている場合

2 使用目的の確認について

ガソリンの容器への詰替え販売を行う際、顧客に対し、使用目的の問いかけを行うこと。この場合において、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認すること。

3 販売記録の作成について

ガソリンの容器への詰替え販売を行った際、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安としてこれを保存すること。この場合において、台帳を作成する方法（台帳様式の例は別紙1参照）のほか、顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書をファイリングする方法（注文書の例は別紙2参照）や、購入者の氏名等を記載したレシートや領収書等を保管する方法についても、販売記録の作成として認められるものであること。

なお、販売記録を電磁的方法（Word、Excel、PDF等）により保存することも認められるものであること。

また、顧客の氏名は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第1号に基づく個人情報に該当するものであることから、販売記録の作成及び保存における個人情報の取扱いについては、別紙3に示す留意点を踏まえ、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客に見られないように販売記録を作成・保存する等、適切に運用されたいこと。

4 その他

- (1) 顧客に対し、本人確認や使用目的の確認を求めた際、本人確認書類の提示等を拒否され、本人確認等が行えないにもかかわらず、詰替え販売を行った場合は、消防法令に係る技術上の基準違反となるものであること。

また、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号）別添1の警察庁事務連絡を踏まえ、本人確認等を行う際、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否する等、顧客の言動等に不審な点を感じた場合は、警察署へ通報するよう配慮されたいこと。

- (2) 震災時、大雨や台風等に伴う風水害発生時又は長時間停電の発生時など、災害その他緊急やむを得ない場合において、ガソリンの詰替え販売を行う場合は、上記1から3に掲げる顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を省略することができるものであること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



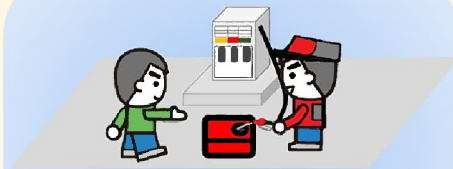
ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!



！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① **顧客の本人確認**

② **使用目的の確認**

③ **販売記録の作成**

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

